

レンタル約款

第1条（総則）

本レンタル約款は、お客様（以下「お客様」という）と、コンポーネントデザイン株式会社（以下「当社」という）との間のレンタル契約に関し、別に契約書類を作成しない場合に適用します。

第2条（レンタル物件）

当社のお客様に対し、当社がお客様に発行する請求書に記載するレンタル物件（以下「レンタル物件」という）を賃貸し、お客様はこれを借り受けます。

第3条（弊社ソフトウェア製品の取扱い）

レンタル物件に弊社ソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」という）が含まれている場合、ソフトウェアの使用に関する一切の契約内容は当該ソフトウェアに対して用意されているソフトウェア使用許諾契約書に従うものとします。

第4条（契約の成立）

お客様と当社間のレンタル契約は、お客様が注文書を当社に発行し、当社がお客様に請求書を発行した時に成立するものとします。当社は注文書を受領した際に注文内容の審査を行い、場合によっては契約をお断りする場合があります。当社が契約をお断りする場合、その理由の説明義務はないものとします。

第5条（保証金）

当社は注文内容の審査において、その結果や注文内容により、保証金の差し入れを契約の前提とすることがあります。お客様はこの前提に合意し契約を行う場合、レンタル料の支払い時に指定された金額の保証金を差し入れるものとし、当社はお預かりした保証金をレンタル物件の返却後、速やかに返金するものとします。この保証金には利息は付与されないものとします。尚、当社はこの保証金を延滞料金等、一切のお客様の債務に充当できるものとします。

第6条（レンタル期間）

レンタルの開始日と終了日は当社が発行する請求書のとおりとします。

第7条（レンタル物件の引渡し）

レンタル物件は当社が発行する請求書の日程のとおりお客様に配達するものとします。お客様への宅配便による配達行為がお客様に起因しない原因で1日以上遅延した場合、そのために生じたレンタル物件を使用できない期間に対するレンタル料はお客様の請求に基づき、日割り計算に

より返金するものとします。また、上記の遅延の場合、お客様は当社に対し、レンタル物件をその梱包を開封することなく到着日から2日以内に返送するとともにキャンセルの通知を行うことにより、レンタル契約をキャンセルすることができます。

2. 前項によりレンタル契約がキャンセルされ、レンタル物件がその梱包を未開封の状態で見捨てられた場合、当社はお客様が当社に支払った費用を全額返金するものとします。尚、キャンセル時のレンタル物件の返送にかかる費用は、当社がお客様にレンタル物件を配送した時の費用を上限に当社がその実費を負担するものとします。

3. レンタル物件の配達遅延に起因する損害は、第1項、前項の返金を除き、当社は一切の責任を負いません。

第8条(レンタル料)

レンタル料は当社が発行する請求書のとおりとし、レンタル料、運送料、その他代金に消費税を付した金額を請求書に明記された日までに銀行振り込みにて当社に支払うものとします。尚、振込に要する手数料はお客様が負担するものとします。

第9条(レンタル物件の返却)

お客様はレンタル終了日に宅配便業者にレンタル物件を引渡すものとし、レンタル物件が当社に到着したときをもって返却が完了したものとします。尚、返却の運送費はお客様が負担するものとします。

第10条(延滞)

お客様がレンタル物件を宅配業者に引き渡す日がレンタル終了日の翌日以降となった場合は、お客様はその日数に応じた請求書に明記された計算方法に基づき、速やかに延滞料を当社に支払うものとします。

第11条(担保責任)

レンタル物件の引き渡し時において物件が正常な性能を備えていない場合、当社はレンタル物件を交換又は修理します。この交換または修理のために生じたレンタル物件を使用できない期間に対するレンタル料はお客様の請求に基づき、日割り計算により返金するものと致します。

2. 前項のレンタル物件の交換又は修理をレンタル期間内に完了させることが困難な場合、当社はレンタル契約を解除させて頂く場合があります。この場合、当社は、当該レンタル契約に基づきお客様が支払ったレンタル料を速やかに返金するものとします。

3. 当社はレンタル物件に関するお客様の使用目的への適合性を一切担保しません。これは当社がホームページ等で使用目的を例示している場合についても同様とし、いかなる場合もお客様の使用目的への適合性はお客様が独自に判断するものとします。

4. レンタル物件を使用することや、使用できないことに起因する危険および損害は、すべてお客様が負担するものとします。当社は第1項、第2項の返金を除き一切の責任を負いません。

第12条(お客様データとアプリの取り扱い)

お客様のデータ、アプリについては、お客様の責任においてバックアップを取得するなどの措置をとるものとします。当社は理由の如何を問わず、お客様のデータ、アプリの消失や利用できないこと等に対する一切の責任を負いません。

第13条(レンタル物件の使用)

お客様はレンタル物件を本来の目的、用法に従い、善良な管理者の注意を持って使用するものとします。

2. お客様はレンタル物件の使用や保管に必要な消耗品や費用を負担するものとします。

第14条(禁止行為)

お客様は次の各号の行為を行うことはできません。

- (1) レンタル物件を日本国外へ持ち出すこと。
- (2) レンタル契約に基づく権利について、譲渡、質入れなど処分する行為を行うこと。
- (3) レンタル物件を譲渡、転貸、担保差入すること。
- (4) レンタル物件の iPad をジェイルブレイクする等、通常範囲を超えた利用を行うこと。
- (5) レンタル物件に含まれるソフトウェアを複製又は改作すること。

第15条(物件の減失と毀損)

お客様がレンタル物件を受け取ってから、当社が返却によりレンタル物件を受け取るまでの間に生じたレンタル物件の減失、毀損または物件の返還不能については、通常の使用による損耗を除き、天変地異その他の原因の如何を問わず全てお客様が負担するものとします。

2. 前項によりレンタル物件の修理費用が発生した場合、その費用はお客様が負担するものとします。また減失や修理不能の場合は代替品の購入費用をお客様が負担するものとします。

3. お客様へのレンタル物件引渡し後にレンタル物件の滅失、毀損、物件の返還不能が生じた場合、お客様は直ちに当社にその旨を通知するものとし、その後の処理について前2項及び当社の指示に従うものとしします。

第16条(通知・報告)

お客様は、住所・連絡先に変更が生じた場合には、速やかにその内容を当社に対し通知するものとしします。

第17条(契約の解除)

お客様が次の各号の一に該当した場合には、当社は催告をせず通知のみによりレンタル契約を解除することができるものとしします。この場合、お客様は当然に期限の利益を失うものとし、当社に未払いレンタル料金その他金銭債務全額を直ちに支払い、当社になお損害があるときはこれを賠償するものとしします。

- (1) レンタル料の支払いを一回でも遅滞したとき。
- (2) 支払いを停止、又は手形、小切手を不渡りにしたとき。
- (3) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申し立てがあったとき。
- (4) 事業を休廃止、解散したとき、又はその信用を喪失したとき。
- (5) 故意又は重大な過失により、レンタル物件に修理不能の損害を与え、又は滅失したとき。
- (6) 暴力団、暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- (7) その他本契約又はレンタル契約の各条項の一に違反したとき。

第18条(レンタル物件の返却時データ)

レンタル物件返却時にお客様により蓄積されたデータ(電子情報)がある場合には、お客様はそのデータを消去して返却するものとし、返却を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因してお客様その他第三者に生じた損害に関して当社は一切責任を負わないものとしします。

第19条(レンタル物件の返却)

レンタル契約の解除、解約によりレンタル契約が終了した場合、お客様は当社に対し、直ちにレンタル物件を返却するものとしします。

2. お客様が前項の義務の履行を怠った場合、お客様は当社に対し、レンタル契約の終了日の翌日からお客様が当社への返却のためレンタル物件を宅配業者に引き渡した日まで、第10条記載

の延滞料相当額の遅延損害金を支払うものとします。

第20条(裁判管轄)

お客様と当社は、本契約上の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上